

市奨学生募集

◎申請書・募集要項について

市役所本庁3階教育総務課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

申請期間 2月15日(月)～4月15日(金) 8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日は除く

市では、優良な生徒でありながら、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与・給付し、有為な人材を育成することを目的として、平成28年度の奨学生を募集します。

【奨学資金】

○募集人数・貸与月額・貸与期間

区 分		募集人数	貸与額(月額)	貸与期間
高等学校		20名以内	2万円以内	平成28年4月から在学する学校の正規の修業期間(1学年以外の学年で貸与を希望する方は、残修業期間とする)
高等専門学校	1～3年課程		5万円以内	
	4年課程以上			
専門学校(専修学校専門課程)				
大学・短期大学				

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- ①保護者が市内に引き続き3年以上住所を有する方
- ②次の学校に入学または在学する方
 - ア 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む、以下同じ)
 - イ 高等専門学校 ウ 専門学校(専修学校専門課程) エ 大学(短期大学を含む)
- ③人物及び学業が優れている方
- ④経済的理由で修学が困難な方
- ⑤他から奨学資金を受けていない方(他の奨学金との併願はできますが、併用は不可です)

○提出書類

- ・奨学資金貸与申請書
- ・奨学生推薦調書
- ・住民票謄本(本籍表示のもの)
- ・世帯全員の所得証明書(平成26年分)
- ・保護者(父母両方)の平成27年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し
- ・保護者(父母両方)の市税の滞納がない証明書
- ・在学証明書(4月以降提出)

○返還について

最終貸与月の6か月経過後から、10年以内に半年賦または年賦で返還(無利子)。

【入学一時金】

○募集人数・貸与限度額

区 分	募集人数	貸与限度額(入学時一回)	備 考
専門学校(専修学校専門課程)	5名以内	100万円以内	貸与額は、入学時の納入金を超えない額
短期大学		150万円以内	
大学		200万円以内	

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- ①次の学校に入学または在学する方の保護者で、平成28年3月31日現在、市内に引き続き3年以上住所を有する方
 - ア 専門学校(専修学校の専門課程) イ 短期大学 ウ 大学
- ②経済的理由で修学させることが困難な方

○提出書類

- ・入学一時金貸与申請書
- ・住民票謄本(本籍表示のもの)
- ・世帯全員の所得証明書(平成26年分)
- ・平成27年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し(家計支持者全員)
- ・市税の滞納がない証明書(配偶者も含む)
- ・入学を確認できる書類の写し
- ・入学時に学校に納入する金額を確認できる書類の写し

○返還について

貸与後1年間据え置き、その後3年以内に半年賦または年賦で返還(無利子)。

【長山景樹特別奨学金】

市が掲げる「郷育立市」の基本である、郷土を愛し慈しむ心の醸成と郷土でも輝くことのできる人材づくりに資するため、特に優秀な生徒・学生の方に返還が必要ない奨学金を給付し学資の支援を行うことを目的として、平成28年度常陸大宮市長山景樹特別奨学生を募集します。

○募集人数・給付月額・給付期間

区 分		募集人数	給付額（月 額）	給付期間
市内高等学校	常陸大宮高等学校	2名以内	1万5千円	3年以内
	小瀬高等学校	2名以内		
大学	常陸大宮高校出身者	1名以内	5万円	4年(6年)以内
	小瀬高校出身者	1名以内		
大学（出身高校の限定なし）		2名以内	3万円	

○申請資格（次の全項目に該当する方）

- ①平成28年3月31日現在、保護者が市内に引き続き3年以上住所を有する方
- ②次の学校に入学または在学する方
 - ア 県立常陸大宮高等学校
 - イ 県立小瀬高等学校
 - ウ 大学（ただし学校教育法に規定する大学であり、医学を履修する課程、通信教育を行う学部及び短期大学は除く）
- ③人物及び学業が特に優れている方
- ④経済的理由で修学が困難な方
- ⑤市の発展に寄与する目的で実施される事業等に積極的に協力、または関与する意思がある方
- ⑥他から奨学資金を受けていない方（他の奨学金との併願はできますが、併給は不可です）

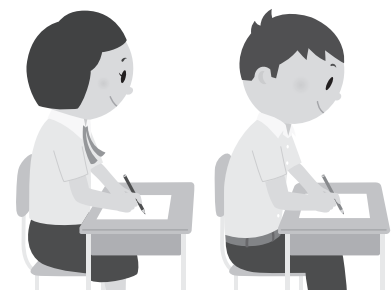
○提出書類

- ・奨学金給付申請書（特別奨学生）
- ・特別奨学生推薦調書
- ・住民票謄本（本籍表示のもの）
- ・世帯全員の所得証明書（平成26年分）
- ・保護者（父母両方）の平成27年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し
- ・保護者（父母両方）の市税の滞納がない証明書
- ・在学証明書(4月以降提出)
- ・小論文「題：常陸大宮市の将来に思うこと」（800字以内）

○返還について

本制度は返還の必要がない奨学金です。ただし、下記の場合は奨学金の全額または一部の返還が必要です。

- ・休学、停学、原級留置または退学した場合
- ・保護者及び特別奨学生がともに市内に住所を有しなくなった場合
- ・疾病等のため卒業の見込みがなくなった場合
- ・学業成績等が不良となった場合
- ・奨学金を必要としない理由が生じた場合
- ・その他、特別奨学生として適当でないと認められる場合



申請・問 教委 教育総務課総務G ☎52-1111 内線349
 HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>